

宮城県松くい虫防除対策協議会会議録

- 日 時 令和元年11月21日（木）午前10時から午前11時30分まで
- 場 所 宮城県行政庁舎4階 庁議室
- 出席者 別紙委員名簿のとおり

1 開 会

司会

定刻となりましたので、ただ今から、宮城県松くい虫防除対策協議会を開会いたします。本日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

なお、本日の協議会は宮城県情報公開条例第19条に基づき公開となっていることをお知らせいたします。また、傍聴される方におかれましては、傍聴要領に従って傍聴いただくようお願いします。

それでは、開会に当たりまして、宮城県水産林政部次長の小杉より御挨拶申し上げます。

2 挨 拶

小杉次長

皆様おはようございます。只今紹介のありました、宮城県水産林政部次長の小杉でございます。

本来であれば、本協議会の委員であります水産林政部長の小林が、御挨拶を申し上げますところですが、所用がありまして、私が代理となりまして一言開催にあたりまして御挨拶申し上げます。

まずは、大変お忙しい中、宮城県松くい虫防除対策協議会に御出席いただきありがとうございます。また、日頃から宮城県の森林・林業行政に格別の御理解・御協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

本県の松くい虫被害の概要についてお話しさせていただきます。震災後、被害が増加いたしました。その後、薬剤の空中散布、地上散布、樹幹注入、被害木の伐倒駆除など、関係する市町村、森林組合等の関係機関の皆様と一体となって防除を徹底して参りました。その結果、減少傾向と言ってよいと思うのですが、平成30年度の被害量は対前年度比88%に減少しております。特に重要地帯であります、特別名勝「松島」地域については、平成29年度比81%まで被害が減少している状況にあります。

また、皆様御存じのとおり、本県には松島をはじめ、三陸復興国立公園などの沿岸地域、松林を主体に大変素晴らしい景勝地が存在しております。これらの重要な松林をさらに保全していくために、引き続き森林組合等関係機関の皆様と緊密に連携をしながら、対策を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

本日御協議いただく案件につきましては、次第に記載のとおり、協議事項が3件、

県側からの情報提供2件になっております。忌憚のない御意見をいただきまして、松くい虫防除対策の推進に反映させていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、台風19号被害について被害状況を皆様にお知らせさせていただきます。県全体の被害状況としまして、金額でお話しさせていただきますと、約1,473億円という被害額にのぼっております。そのうち林業被害というのが、一割弱になり、現在で138億円ほどになっております。現在調査中ですので、金額については今後増加していくことが見込まれます。種別で言いますと、林道の被害が大変激しくて、県全体で私有林の林道が794路線あるのですが、そのうち373路線、箇所数で言いますと1211箇所には何らかの被害が発生している状況にあります。東日本大震災の時の数字を振り返ってみますと、林道の被害としまして579箇所の被害がございました。それと比べても倍以上の1211箇所の被害箇所が確認されているということで、林業の生産基盤、及び生活のための道路としての早期復旧が求められているような状況でございます。林地被害、山崩れは、県全体で205箇所となっております。ニュース等で報道されているとおり、県南部の丸森町の方に被害が集中して発生しているような状況でございます。そのほか治山施設、林産施設に被害が発生しているような状況です。繰り返しになりますが、林道被害、林地被害が多いような状況になっております。

宮城県は発生後、市町村と連携をいたしまして、生活の安全確保、ライフラインの早期復旧等に懸命に努力しております。林業サイドも林野庁、関係する市町村と協力しながら、被害状況の調査、復旧に向けた調査・検討などを進めているところでございます。国からも多大なる応援をいただいております。このような状況の中で、公共施設等の被害調査に測量会社やコンサルタントが確保できない事態が発生していることを林野庁の方に相談いたしましたら、直接、東北森林管理局や関係する機関である森林整備センターから、被害調査に人員の応援派遣をしていただけるということになりました。コンサルの目処がたっていない南三陸町であるとか、登米市の方に応援をいただけるという運びになっております。昨日、今日も、登米市を会場に事前のデモンストレーションと打ち合わせを進めておりまして、来週から1週間は登米市、再来週からは南三陸町の方に1週間応援に入らせていただけるという状況になっておりますので、状況の報告を兼ねて、国から手厚い応援をいただいているということを皆様にお伝えしたいと思います。

松くい虫防除についても、森林管理を進めていく上で極めて重要なテーマでございますので、先ほど申し上げましたように忌憚のない御意見を頂戴いただければと思います。

3 出席者紹介等

司会

会議に先立ちまして、本日御出席をいただいております委員の皆様を、お手元に配布しております出席者名簿に従いまして御紹介させていただきます。

石巻市長の亀山委員の代理で産業部農林課課長の日野様です。

松島町長の櫻井委員の代理で副町長の熊谷様です。

東北森林管理局仙台森林管理署署長の米田委員です。

宮城県森林組合連合会代表理事専務の浅野委員です。

宮城県農業協同組合中央会常務理事の竹中委員です。

宮城県養蜂協会会長の石塚委員です。

宮城県森林整備事業協同組合代表理事の村井委員です。

宮城県森林組合組合長会会長の齋藤委員です。

石巻地方松くい虫防除推進会会長の内大委員です。

日本樹木医会宮城県支部支部長の後藤委員です。

宮城県環境生活部部長の大森委員の代理で自然保護課の高村緑化推進専門監です。

宮城県水産林政部部長の小林委員の代理で水産林政部の小杉次長です。

事務局でございます。宮城県水産林政部森林整備課長の渡辺です。

(日程説明：略)

(資料の確認：略)

早速議事に入りますが、宮城県松くい虫防除対策協議会設置要領第5条の規定により、協議会は会長が主宰することになっており、議事の進行につきましては、会長に議長をお願いするところですが、現在の委員の任期が平成30年12月1日から令和3年11月30日でありまして、今回の協議会は今の任期の最初の協議会ですので、会長・副会長とも不在となっております。

つきましては、会長・副会長が選出されるまでの間、宮城県水産林政部の小杉次長が仮議長となって議事を進めさせていただきたいと思っておりますので、御了承をお願いいたします。

それでは小杉次長、仮議長をお願いいたします。

4 会長、副会長の選出

小杉次長

よろしければ、暫時、議事の進行にあたらせていただきます。

次第3の会長、副会長の選出についてですが、会長及び副会長は、先ほど進行の方から話があったとおり、設置要領第3条の規定により、委員の互選によって定めることとなっております。会長、副会長の選出につきまして、委員の皆様から何か

御意見等がございましたらお願いします。

浅野委員 事務局案があればお願いします。

小杉次長 事務局案があれば、ということで、事務局案をお示しさせていただいてよろしいでしょうか。
それでは、事務局の方から説明をお願いいたします。

渡辺課長 事務局案を御説明させていただきます。

会長は、宮城県森林組合組合長会の齋藤司委員にお願いしたいと思います。齋藤委員は、松くい虫防除対策を現地で実施している森林組合長会の代表であり、協議会の趣旨である「松くい虫被害対策の適正かつ円滑な実施」にあたって適任と考えております。

また、副会長は、前期に続きまして石巻地方松くい虫防除推進会の内委員にお願いしたいと思います。内委員は、本県における松くい虫の大きな被害地である石巻地方において、被害監視等を通して防除への協力をいただいている防除推進会の代表であり、同様に協議会の趣旨に照らして適任と考えております。

以上、よろしくをお願いいたします。

小杉次長 ただいま、齋藤委員を会長に、内委員を副会長にという事務局案が示されましたが、皆様、いかがでしょうか。

各委員 異議なし。

小杉次長 異議なしという声がありましたが、事務局案のとおり決することによろしいでしょうか。

それでは、皆様の御賛同をいただきましたので、会長に宮城県森林組合組合長会会長の齋藤司委員、副会長には石巻地方松くい虫防除推進会会長の内伸之委員にお願いいたします。

これをもちまして、私の仮議長の務めを終えさせていただきます。御協力ありがとうございました。

司会 それではここで、新しく会長にられました齋藤委員と、副会長にられました内委員に就任の挨拶をいただきたいと思います。

齋藤会長 気仙沼市森林組合の齋藤でございます。また、森林組合連合会の組合長会の会長でもございます。よろしくをお願いいたします。

私も気仙沼・唐桑地域という松くい虫被害の最先端地域において、松くい虫防除

対策として国営防除事業による、各種対策等を行いながら被害拡大防止に取り組んで参りました。当地域は三陸復興国立公園として、唐桑の巨釜・半造地区や大島の龍舞崎などが松林を主体とする景勝地となっており、貴重な景観保全のためにも、今後とも防除対策が継続して実施されることを願っております。

本協議会は、宮城県松くい虫防除対策協議会設置要領に基づき、県内最大の森林病害虫である、松くい虫被害の蔓延の防止に向け、松くい虫被害対策を適正かつ円滑に実施するために設置されているものでございます。

県によりますと、県内の松くい虫被害は、震災後に一時的に増加したものの、平成25年度から対策を強化した結果、長期的に減少傾向を示しており、平成30年度は対前年度比で約88%の被害率に抑えられたとのことであり、防除対策の成果が出たものと理解しております。

引き続き、適切な防除対策を行い、松くい虫被害を終息の方向に向かわせることができるように御期待申し上げます。

松くい虫被害対策が所期の目的を達成するためには、実効性のある計画と、当協議会委員の皆様方をはじめ、関係者の団結した取組が必要不可欠であると考えております。

本日はお手元の次第にありますとおり、3つの事項について協議をいただくことになっております。委員の皆様方からの忌憚のない御意見をいただき、当協議会の目的が十分に果たされますようお願い申し上げます、就任の挨拶とさせていただきます。

司会

ありがとうございました。続いて大内副会長お願いいたします。

大内副会長

おはようございます。ただ今、副会長に仰せつかりました大内でございます。就任にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

私たちの防除推進会については、石巻管内の3市町と森林組合、日本製紙が入っており、防除活動を支援しながら、新しい技術等の研修も行っている団体でございます。石巻地域において、長年松くい虫防除事業に携わり、対策や要望活動等を継続しながら、被害拡大防止に取り組んでいるところでございます。

石巻地域では東日本大震災の津波によって甚大な面積の海岸防災林が失われましたが、その復旧のために、東松島市の大曲浜や州崎では抵抗性マツの植栽が進められております。

次世代につなげようという意図で、緑化推進委員会と県の御支援をいただきながら、子どもたちにもクロマツの植栽等をしてもらうような活動も行っております。来年度には完了する見込みと聞いております。今後は植栽したマツを育成しつつ、白砂青松の風景を取り戻さなくてはならないという思いでございます。

また、松島四大観の1つ「壮観」を有する東松島市宮戸地域には、昨年度に宮城オルレコースが設定され、利用者が1年間で1万人を超えるなど、景観保全もますます重要となっております。

松くい虫被害の鎮静化により、松林がもつ公益的機能や景観が保全されますことを願っております。簡単ではありますが、以上を就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

司会

ありがとうございました。

それでは、ここからは齋藤会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

5 協議事項

齋藤会長

それでは、議事を進行させていただきます。4の協議事項(1)「高度公益機能森林の区域の指定について」であります。事務局に説明を求めます。

渡辺課長

それでは、4の協議事項(1)「高度公益機能森林の区域の指定について」の御説明をさせていただきますが、まず、松くい虫被害の現状などを御理解いただくために、宮城県松くい虫被害の現状について資料1に基づいて事務局から説明させていただきます。

事務局(工藤主任主査)

(別添資料1に基づいて説明)

齋藤会長

ここまでの説明で御質問等がございましたら御発言願います。
ないようですので、引き続き説明の方よろしくお願いいたします。

渡辺課長

(別添資料2に基づいて説明)

齋藤会長

事務局から説明がありましたが、御質問等がありましたら御発言願います。
それでは続きまして協議事項(2)「宮城県防除実施基準の変更について」事務局から説明をお願いします。

渡辺課長

(別添資料3に基づいて説明)

齋藤会長

これまでの説明で御質問等ありましたらお願いいたします。

大内副会長

追加区域について、私は防除推進会の方で30年ほど空中写真を撮っており、市や県の方に防除活動の資料として提供しております。今年ここを飛んだ際には、全体的に石巻地域は被害が減少傾向にある中、この地域だけはマツが赤く見えました。今回ここを取り上げてもらって大変ありがたく思っております。ただ、この面積だけでいいのか、もう少し上の方までやった方がいいのか、もう少し多くやってもいいのかという気持ちもあります。マツが集中して多いためここにしたのかな

ということで、ちょっと聞きたかったのですけれども。基本的には、是非やってほしいということで考えております。

渡辺課長

この防除実施基準，特に空中散布の区域になりますが，当然，市町と連携しながら進めているところであります。今回は市の方から要望があったということになりますが，空中散布ですので民家に近いところには撒けない，ここまでが空中散布での限度かなということのを考慮した上での，市からの要望になっております。

大内副会長

はい，わかりました。

齋藤会長

その他ございませんか。

それでは次に進めさせていただきます。引き続き，協議事項（3）「令和2年度農林水産大臣命令の区域（案）」について，事務局から説明をお願いします。

渡辺課長

（別添資料4に基づいて説明）

齋藤会長

事務局から説明がありましたが，御質問等がありましたらお願いいたします。異議なしということでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

齋藤会長

異議なしということでございますので，以上をもちまして，協議事項については終了します。

6 情報提供

司会

続きまして，5の情報提供「令和元年度松くい虫防除薬剤空中散布に伴う影響調査について」と「ナラ枯れ被害とその対策」について事務局から説明をお願いします。

事務局（工藤主任主査）

（別添資料5，6に基づいて説明）

齋藤会長

ただいま説明がありましたが，御質問等があればお願いいたします。質問がないようですので，以上をもちまして，議事を終了いたします。御協力ありがとうございました。

司会

齋藤会長ありがとうございました。

それでは委員の皆様からその他に何かありますでしょうか。

村井委員

本日は組合の方，森林管理署長さんもいらっしゃいますので。マツ，ナラは分かり

ますが、七ヶ宿方面では、スギのクマ剥ぎ被害が大変あります。松くい虫被害どころではありません。自分のことを言うと、私の山も今年中から来春までに、おそらく全部で2,000立方くらいあると思いますが、伐り出す予定です。なぜそのようにするのかというと、クマの被害で枯れてほとんどなくなってしまふからです。皆様も重々御承知だと思いますが、ナラ枯れなんてものではありません。今の時期だと、クマの被害は春までないのですが、これから大変になってしまう前に、使い物になるうちに持っている山の木を買ってくれという住民も多いので、一生懸命対応にあたっております。七ヶ宿方面は、市町村で対策を行っているため松くい虫・ナラ枯れの被害は少ないのですが、スギの方が大変です。クマは生き物なので対策をするのは大変だと思いますが、今回の報告を参考にして、県の方でも何か対策を考えてくれたらと思います。このままにしておくと、ダムから上はスギが3分の1になると思います。松くい虫が発生している松島と同じような状態にならないように、ダムの景観を守っていきたいです。我々住民だけの対策ではなくて、県の方にもお願いしたいなと思った次第です。

渡辺課長

ただいま村井委員からお話がありました、クマによるスギの樹皮剥ぎですが、スギの樹皮の下にある甘皮を食用あるいは補助栄養にしているのだと思います。県内ですと、特に七ヶ宿や大和町の吉田地区あたりで多く発生しておりまして、スギの皮をぐると一周食べられますので、立ち枯れしてしまつて木材としては使えなくなりますが、それも太い木・よい木からいたずらしていく、剥がしていくので、たちが悪いということになります。林業技術総合センターの方でも調査して、簡単にできる防除対策の提案などもあるんですが、コストがかかりますし、現在は宮城県の補助事業ではメニュー化しておりません。しかし、来年からは、テープを巻いていたずらされないような対策を行う場合に、補助事業が使えるようにメニューに加える予定ではあります。ただ、対策のお金を10分の10すべて補助金で賄うことはできないので、多少所有者の手出しは出てくると思いますが、防除対策の支援も検討しておりますので、事務所等にも相談していただきながら進めていけたらと考えております。

小杉次長

米田署長からも何かあればお願いいたします。

米田委員

七ヶ宿町で、昨年度ですけれども、公益的機能維持増進協定ということで、国有林の中に、多少の個人所有林がある箇所に協定を結び、一体的な事業を行っています。その中でもスギの皮剥のような被害があり、スギを伐つて樹種転換を図る、具体的には民有地においては広葉樹やアカマツの天然更新による皆伐を実施しております。仰るとおり、クマの皮剥被害が出ておりますので、国有林と民有林が連携しての取組みも検討していきたいと思つています。

小杉次長 スギに関しては、本当に重大な被害だと言うことを数年前から県側も認識しておりまして、先ほど渡辺課長が述べたとおり、林業技術総合センターで簡単にできる防除法、テープで巻いたり、トタンをくくったりですね、そういったものもありますし、国の方でも補助事業も用意しておりますので、そのようなものをうまく現地に適用していきたいと我々は考えています。つきましては、先ほどのような話をたくさん聞かせていただければありがたいです。今はセヶ宿町と大和町ですが、そこから被害が拡大するという事も考えられますので、どうぞよろしく願いいたします。

司会 他になれば、事務局から何かありますでしょうか。

事務局（工藤主任主査） 事前にお申し込みいただいた現地視察会に参加される方についてですが、公用車に同乗される方は午後1時までに県庁正面玄関前に集合して下さい。自家用車で現地集合の方は別紙の集合場所に午後2時までに集合下さるようお願いいたします。

7 閉 会

司会 閉会にあたりまして、大内副会長から御挨拶をいただきたいと思います。

大内副会長 それでは閉会の挨拶を申し上げます。本日は、何かとお忙しいところ、御出席を賜り、長時間にわたり、熱心な御協議をいただきまして、ありがとうございました。本県における松くい虫被害は長期的に減少傾向を示しているとのこと説明がありましたが、未だ毎年1万立方以上のマツが枯れていることを考えますと、今後も被害の拡大防止に向けて、関係者が一致団結して取り組んでいかななくてはいけない状況にあると強く感じております。

本日、御意見をいただいた、対策対象松林の区域の変更や、来年度の農林水産大臣命令については、今後とも皆様の御協力をお願いするとともに、松くい虫被害の鎮静化と、松林の持つ公益的機能の確保を御期待申し上げ、この会を終了させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

司会 それでは、以上を持ちまして、宮城県松くい虫防除対策協議会の一切を終了とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。